

令和8年度

次 世 代 リ ー ダ ー
育 成 道 場
第 15 期 研 修 生
募 集 案 内

令和8年3月

目 次

○ 令和8年度次世代リーダー育成道場研修生選考実施要綱	2 ページ
○ 参考様式集	7 ページ
参考様式 1	
令和8年度次世代リーダー育成道場入校志願書	8 ページ
参考様式 2	
令和8年度次世代リーダー育成道場自己PRカード	9 ページ
参考様式 3	
推薦書	11 ページ
参考様式 4	
被推薦者一覧表	12 ページ
○ 次世代リーダー育成道場プログラムの内容等について	13 ページ
○ 第15期研修生に関するスケジュール（予定）	15 ページ
○ 次世代リーダー育成道場 Q&A	16 ページ
○ 「次世代リーダー育成道場の規則」同意書	21 ページ
○ 次世代リーダー育成道場の規則	22 ページ

令和8年度次世代リーダー育成道場研修生選考実施要綱

1 本事業の目的等

(1) 目的

世界や日本の将来を担う人材となることを目指して、海外留学を希望する都立高校生等に対して、事前研修・留学・事後研修を実施し、世界で活躍する人材を育成する。

(2) 求める人材

次の「(3) 育成を目指す人材像」に必要となる資質・能力の素地を有する人材

(3) 育成を目指す人材像

世界や日本の将来を担うリーダーとなることを目指し、他者と協働しながら地球規模の課題等の解決に向けて貢献する人材

(4) 育成を目指す資質・能力

学術的知識や能力、リーダーシップ、グローバルマインドの3つの資質・能力を育成するとともに、語学力、コミュニケーション力、チャレンジ精神及び何事にも粘り強く取り組む態度を身に付ける。

2 留学先

留学先は次の2つのコースとする。

(1) Aコースはオーストラリア又はニュージーランドとする。

ただし、アドバンストクラスは、オーストラリア・ビクトリア州メルボルン市又はニュージーランド・オークランド市とする。

(2) Bコースはアメリカ合衆国又はカナダとする。

ただし、アドバンストクラスはアメリカ合衆国・マサチューセッツ州ボストン市及びその周辺又はカナダ・ブリティッシュコロンビア州アボッツフォード市及びその周辺とする。

※ 志願する生徒（以下「志願者」という。）はコースの希望を行うのみで、**留学先の国や地域、学校を指定することはできない。**

※ アドバンストクラスとは、Aコース又はBコースのいずれかに所属し、理数やSTEAM教育等の専門性の高い教科において高度な教育を行っている高校等に留学するクラスである。

※ アドバンストクラスを志願する者は、興味・関心や学業のレベルに合った留学先の学校を東京都教育委員会が選定した学校の中から選択することが可能であり、その学校における履修科目の選択等について、留学カウンセラー等に相談することができる。

3 募集人数等

都立高等学校、都立中学校及び都立中等教育学校の生徒 150 人以内とし、内訳は次のとおりとする。

(1) レギュラークラス

Aコース(令和9年1月から約11か月間の留学) 75人以内

Bコース(令和9年8月から約11か月間の留学) 75人以内

(2) アドバンストクラス

各コースのレギュラークラス募集人員の内数でそれぞれ5人程度とする。

4 応募資格

次の全てを満たす者

- (1) 都立高等学校、都立中学校及び都立中等教育学校に在籍する生徒のうち、次の学年に在籍し「5 推薦基準」に基づき校長が推薦する者
 - Aコース 都立高等学校第1学年から第3学年まで及び都立中等教育学校第4学年から第6学年までで平成20年4月2日以降に生まれた者
 - Bコース 都立高等学校第1学年及び第2学年並びに都立中等教育学校第3学年から第5学年まで並びに都立中学校第3学年で平成21年4月2日以降に生まれた者
- (2) 「1 本事業の目的等」を理解し、学校の代表として修了まで使命感をもって全ての研修に参加し、留学期間も含め提出物を期限内に提出することが可能な者
- (3) 研修中及び修了後において、留学経験者として成果還元事業等の育成道場事業に協力できる者
- (4) 現在、都立学校に在籍しながら留学又は休学により海外で学習を行っていない者

5 推薦基準

次の全てを満たし、校長の推薦を受けた者

なお、**校長は、志願者に対して、別途、学校で定めた基準等に基づき、面接等により、校内選考を行うこととする。**

- (1) 基本的な生活習慣が身に付いており、心身ともに健康で、在籍校での出席状況及び生活態度が良好である者
 - ※ 約11か月間の留学に耐えうる健康状態でないと現地留学生受入機関等が判断した場合、留学直前であっても、留学が認められないことがある。
- (2) 学業成績が優秀であり、学校生活と本研修を両立できる者
- (3) 英語力については、留学出発時までにCEFR B1相当以上のレベルまでに高められる見込みのある者(入校時に、CEFR A2相当以上の英語力があることが望ましい。)
- (4) 協調性を有するとともに、学校行事や部活動、ボランティア活動等に積極的に取り組んでいる者
- (5) 「1 本事業の目的等」を理解し、全ての研修に目的意識をもって意欲的に参加することができる者
- (6) アドバンストクラスについては、次の条件を満たす者
 - ア 将来、世界や日本の発展のために自らがどのように貢献していくかについて、明確なビジョンをもつ者
 - イ 入校時に、CEFR B1相当以上の英語力があり、現地校を決定する際までにCEFR B2相当以上のレベルにまで英語力を高められる見込みのある者
 - ※ 現地校を決定する際に、英語能力試験等を受験し、CEFR B2相当以上のレベルまでに達していない者は、アドバンストクラスの研修生として留学することはできない。ただし、所属するコースの留学先に留学することは可能とする。
 - ウ 理数やSTEAM教育等の分野に強い関心があり、所属するコースの留学先で理数やSTEAM教育等の専門性の高い教科において高度な教育を行っている高校等への留学を希望する者
 - エ 所属するコースで受講する事前研修の他に、英語能力試験対策や進路ガイダンスの受講が可能な者

6 出願

(1) 出願書類

志願者は、令和8年度次世代リーダー育成道場選考等におけるシステムを活用した出願（以下「インターネット出願」という。）を行う。

なお、インターネット出願についての詳細は、別途、志願者が在籍する学校を通じて4月下旬以降に配布する手引きを参照する。

ア 志願者

志願者は、次の書類をインターネット出願のサイト（以下「出願サイト」という。）内で作成し、**校長が定める期限までに出願サイトでデータの入力を完了する。**

(ア) 令和8年度次世代リーダー育成道場入校志願書・受験票(参考様式1)(以下「入校志願書」という。)

写真(カラー・白黒いずれでも可、正面・上半身・無帽、3か月以内に撮影したもの)は指定の方法で出願サイトにアップロードする。

(イ) 令和8年度次世代リーダー育成道場自己PRカード(参考様式2)(以下「自己PRカード」という。)

イ 学校

校長は、次の書類を作成し、「6 出願 (2)」に示す期限までに出願サイトに登録する。その際、志願者が学校に提出する入校志願書及び自己PRカードの内容に誤りがないこと確認する。

(ア) 推薦書(参考様式3)

推薦する生徒1人につき1通とし、具体的な推薦理由を入力する。

(イ) 志願者一覧表(参考様式4)

学校ごとに作成する。

なお、選考日に学校行事や授業等がある場合は、志願者一覧表(参考様式4)の備考欄にその旨を入力する。

(2) 登録期限等

登録期限 **令和8年5月15日(金)午後5時まで**

※ 期限後の登録は受け付けない。

7 受験票

受験票は、令和8年5月25日(月)から選考当日までの間に、出願サイトから志願者自身がダウンロードの上印刷し、選考会場に持参する。

なお、当該の受験票は第一次選考及び第二次選考それぞれで使用するため、志願者自身が印刷し選考会場に持参する。

8 選考

(1) 選考

ア 第一次選考

全ての志願者を対象に、東京都教育委員会が英語 4 技能試験及び小論文による選考を実施する。

なお、小論文における解答の際の言語は日本語とする。

イ 第二次選考

第一次選考を通過した志願者（以下「第一次選考通過者」という。）に、東京都教育委員会がレギュラークラス個別面接の選考を実施する。

なお、第一次選考通過者のうち、第一次選考の結果通知時に「アドバンストクラス個別面接対象者」と発表のあった志願者には、東京都教育委員会がアドバンストクラス個別面接による選考をレギュラークラスの個別面接日と同じ日に実施する。

また、いずれの個別面接においても使用言語は日本語とし、自己 P R カード及び推薦書は、個別面接の際に参考として使用する。

<選考日>

第一次選考 令和 8 年 5 月 31 日(日)

第二次選考 令和 8 年 6 月 13 日(土)又は 6 月 14 日(日)

※ 選考実施時間等の詳細は、別途、連絡する。原則として個人の事情による選考日時の変更は認めない。

なお、インフルエンザ等の学校感染症に罹患した者は、受験することができない。ただし、在籍校の校長が出席停止を解除した場合又は症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認められた場合は、この限りではない。

また、留学先と調整を速やかに行う必要があることから、原則、後日の選考は実施しない。

(2) 合格者の決定

ア 第一次選考通過者

次の(ア)及び(イ)を満たしている志願者を、第一次選考通過者とする。

(ア) 英語 4 技能試験において、C E F R A 2 以上に達した者

(イ) 小論文の結果を点数化し、基準点に達した者

なお、第一次選考通過者のうち、次の(ウ)及び(エ)を満たしている志願者をアドバンストクラス個別面接の対象者とする。

(ウ) 出願時に「アドバンストクラスを希望する」を選択した者

(エ) 英語 4 技能試験において、C E F R B 1 以上に達した者

イ 第二次選考

第一次選考通過者のレギュラークラス個別面接の結果を点数化し、第一次選考の小論文の点数と合算し、その合計点を基にあらかじめ定めた基準点に達した志願者の中から、成績上位順に志望したコースの合格者に決定する。

※ 選考の結果、定員内であっても基準点に達しない場合は不合格とする。

ウ アドバンストクラス選考

決定したレギュラークラス合格者のうち、アドバンストクラス個別面接を受験した志願者の中から、第二次選考の合計点とアドバンストクラス個別面接の点数を合算し、その合計点を基に、成績上位順に志望したコースのアドバンストクラス合格者に決定する。

なお、アドバンストクラス選考に不合格だった志願者で、レギュラークラスの基準点に達している者は、レギュラークラスの合格者となる。

9 結果の通知

(1) 第一次選考

令和8年6月10日(水)午後5時以降、出願サイト内で確認することができる。

(2) 第二次選考

令和8年6月24日(水)午後5時以降、第一次選考通過者及びその通過者の在籍校の教職員のみが、出願サイト内で確認することができる。

(3) 合格者は、出願サイトから、次世代リーダー育成道場入校届及び入校に係る書類をダウンロードする。

10 入校手続

(1) 入校に係る書類の提出方法

合格者は、「9 結果の通知」でダウンロードした入校に係る書類に必要事項を入力し、在籍校へ入校する旨を伝え、所属校で確認を受ける。その後、校長が「次世代リーダー育成道場入校届」を出願サイトに提出する。

なお、提出期限までに、合格者から「次世代リーダー育成道場入校届」の提出がなかった場合は、入校の意思がないものとみなす。

(2) 提出期限

それぞれ、次の日時を期限とする。

なお、いずれも期限後の提出は受け付けない。

ア アドバンストクラス（Aコース）の合格者

令和8年6月26日(金)正午まで

イ 「ア」以外の合格者

令和8年6月30日(火)午後5時まで

11 問合せ

募集に関する問い合わせは、学校を通して行う。

参 考 様 式 集

様 式 番 号	名 称	作 成 者	掲載ページ
参考様式 1	令和 8 年度次世代リーダー育成道場入校志願書	志願者	8 ページ
参考様式 2	令和 8 年度次世代リーダー育成道場自己 P R カード	志願者	9 ページ
参考様式 3	推薦書（見本）	学校	11 ページ
参考様式 4	被推薦者一覧表（見本）	学校	12 ページ

(参考様式1)

見 本

※ 出願サイトにある実際の様式とは異なる場合があります。

受験番号 (事務局記入)

令和8年度次世代リーダー育成道場入校志願書

在籍校	学 校 名	都立		学校
	課程・学年 (高等学校の志願者のみ○を付ける)	全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 第 () 学年		
志願者	フリガナ			写 真 正面上半身無帽 (3cm×4cm) 記入日の3か月以内に撮影したもの
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生 (歳)		
	留学先の国籍の有無 ※1 (○を付ける)	あり (国名) ・ なし		
保護者	氏 名			志願者との続柄 ()
	連絡先	(電話) — —		
留学コース	第1希望	A ・ B	第2希望	A ・ B ・ 希望しない
	アドバンストクラス		希望する ・ 希望しない	
緊急連絡先※2	(氏名)			志願者との続柄 ()
	(電話)	— —		

※1 オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ合衆国、カナダのいずれかの国籍(二重国籍を含む)となります。

※2 選考日当日に確実に連絡が取れる者とする。志願者本人以外の者とし、保護者連絡先と同じでも構いません。

「令和8年度次世代リーダー育成道場研修生選考実施要綱」の記載事項に従い、上記のとおり申し込みます。

年 月 日

本人署名 _____

上記記載内容は事実と相違ありません。

「令和8年度次世代リーダー育成道場研修生募集案内」の記載事項に従い、上記のとおり申し込み同意します。

年 月 日

保護者署名 _____

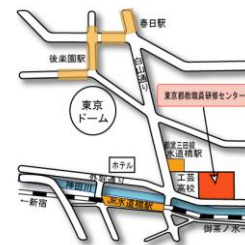
令和8年度次世代リーダー育成道場 受験票

受験番号 (事務局記入)	
氏 名	
在 籍 校	都立 学校

- 第一次選考：英語4技能試験及び小論文
(対象者：志願者全員)
実 施 日 5月31日(日)
・集合時刻については別途通知します。
- 第二次選考：
レギュラークラス個別面接
(対象者：第一次選考通過者全員)
アドバンストクラス個別面接
(対象者：第一次選考通過者のうち、第一次選考の結果通知時に「アドバンストクラス個別面接対象者」の記載があった者)
実 施 日 6月13日(土)又は6月14日(日)
・集合日時については別途通知します。
- 選考会場
東京都教職員研修センター
〒113-0033 文京区本郷1-3-3
連絡先：03-5802-0316

【最寄駅】

- JR 総武線「水道橋」駅
東口より徒歩3分
- 都営三田線「水道橋」駅
徒歩2分
- 東京メトロ丸ノ内・南北線
「後楽園」駅 徒歩8分
- 都営三田線／大江戸線
「春日」駅 徒歩8分



4 注意事項

- ・集合時刻に遅刻した場合は、受験ができない場合があります。
- ・持ち物は、受験票及び筆記具です。上履きは不要です。
- ・待合場所には限りがあります。受付開始時刻以降に在所してください。
- ・時計以外の機能を備えた時計、携帯電話等や腕時計型の端末などの通信機器の使用はできません。当日は、選考会場で、携帯電話等の通信機器を預かります。
- ・各選考会場には時計が設置されていますが、席の配置によっては、時計が見えない場合があります。
- ・待ち時間が長くなる場合があります。待ち時間中には、本や参考書を読むことは可能ですが、預かった通信機器を一時的に返却することはできません。
- ・選考日当日の欠席等の連絡は、当日の午前8時以降に、保護者から「3選考会場」の連絡先に電話してください。

見 本

※ 出願サイトにある実際の様式とは異なる場合があります。

(参考様式 2)

受験番号 (事務局記入)

令和 8 年度次世代リーダー育成道場自己 P R カード

フリガナ		留学コース (○を付ける)	
		第 1 希望	第 2 希望
氏 名		A ・ B	A ・ B ・ 希望なし
		アドバンストクラス 希望する ・ 希望しない	
在籍校	都立	学校 ()	課程 第 () 学年

1 入校志望の理由 (300 字以内)

2 次世代リーダー育成道場で学びたいこと、身に付けたいこと、今後伸ばしたいこと (200 字以内)

3 在籍校で力を入れて取り組んでいること (200 字以内)

※ この用紙の 4 から 6 までの事項は、アドバンストクラスを希望する者のみ記入する。

- 4 レギュラークラスではなく、アドバンストクラスの研修生として理数やS T E A M教育等の分野を学びたい理由（200 字以内）

- 5 次世代リーダー育成道場アドバンストクラスの研修生として、調査・研究を行いたいと考えているテーマ（1つ）（50 字以内）

- 6 5に記述したテーマを研究したいと考える理由（300 字以内）

(参考様式3)

見 本

※ 出願サイトにある実際の様式とは異なる場合があります。

受験番号（事務局記入）

推 薦 書

令和8年 月 日

東京都教育委員会 殿

学校名 都立 学校

校長名

令和8年度 次世代リーダー育成道場研修生選考実施要綱に基づき、下記の者を推薦します。

記

フリガナ		学 年	性 別
氏 名			

推薦理由 (具体的に 記述して ください。)	<学習・生活態度について>
	<人と関わる力（コミュニケーション能力）について>
	<学業成績及び英語力について>
	<学校行事や部活動、ボランティア活動等の取組について>
アドバンストクラス 推薦理由 (アドバンストクラスを希 望する志願者のみ記 述してください。)	
配慮事項	

整理番号(事務局記入)

※ 出願サイトにある実際の様式とは異なる場合があります。

発 番

令和8年 月 日

被推薦者一覽表

学校名 都立

学校※1

[課程※2]

校長名

(公印省略)

令和8年度 次世代リーダー育成道場研修生として推薦する者は下記のとおりです。

記

氏名※3	学年	留学コース※4			受験番号 (事務局記入)
		第1希望	第2希望	アドバンスクラスの希望	
※1 附属中学校は高等学校と一つの表に取りまとめてください。					計 人

※1 附属中学校は高等学校と一つの表に取りまとめてください。

人十

※2 課程ごとに作成してください。

※3 行数が不足する場合は行を挿入してください。

※4 留学コースの希望は、入校志願票を確認の上、誤りのないようA、B、希望なしのいずれか及びアドバンスクラスの希望の有無をプルダウンリストから選択してください。

○校内選考方法を記入してください。

(記入例:校長面接)

○選考日の6月13日(土)又は6月14日(日)に学校行事や授業等がある場合は、その理由といずれか受験可能な日時を必ず記入してください。

(記入がない場合、原則として通知後の変更には応じません。)

○受験に当たり特別な配慮を要する志願者がいる場合は、その旨を必ず記入してください。

次世代リーダー育成道場プログラムの内容等について

1 事前研修 《※ スケジュール（予定）については15ページを参照》

事前研修では、海外生活やホストスクールで学ぶために必要な学術的知識や能力、リーダーシップ、グローバルマインドの3つの資質・能力を育成するとともに、語学力、コミュニケーション力、チャレンジ精神及び何事にも粘り強く取り組む態度を身に付けることを目的とする。

- (1) 学術的知識や能力に関する研修
ゼミナール①～④
- (2) リーダーシップに関する研修
コーチング、ロールモデル、リーダー像、課題解決演習
- (3) グローバルマインドに関する研修
先端技術等に関わる方の講演、日本の近現代史①～③、日本の伝統・文化
- (4) 英語に関する研修
英語（TGG）、オンライン英会話、オンライン英語ライティング
- (5) オリエンテーション
入校オリエンテーション、渡航前オリエンテーション、直前オリエンテーション
現地到着オリエンテーション

2 留学

約11か月間、ホストスクールでの学びやホームステイでの生活を通じ、他者と協働して地球規模の課題等の解決に向けて貢献しようとする態度等を身に付けることを目的とする。

- (1) 留学先国やその地域、ホストスクール及びホストファミリーについては、研修生が次世代リーダー育成道場入校後に提出する自身の学業や生活面での興味・関心、アレルギー等の健康条件等について記入した様式（以下「アプリケーションフォーム」という。）や成績証明書等の資料に基づき総合的に判断し、決定する。

なお、決定後の変更は、原則変更できない。

また、アプリケーションフォームの記載内容によっては、ホストスクール又はホストファミリーでの受入れが困難となり、留学ができない場合がある。また、虚偽の記載内容があった場合も、同様の扱いとなる場合がある。

- (2) 留学前に、感染症、戦争、テロ、自然災害の発生等、留学の安全の確保が困難な状況と判断される場合は、留学を延期又は中止することがある。また、留学中に同様の事態になった場合には、帰国の勧告又は命令を行うことがある。
- (3) (2)に示す事由等により、留学前又は留学中にAコース留学プログラムが中止になった場合は、Bコースへの変更はできない。また、Aコース及びBコースともに留学プログラムが中止になった場合で、次期の次世代リーダー育成道場に入校を希望する場合は、次期の選考を再度受験し、合格する必要がある。
- (4) (2)に示す事由等により、Aコース及びBコースともに事前研修や留学プログラムが留学前又は留学中に中止になった場合の受講料については、別途規定に基づき還付する。

なお、受講料以外の自己負担の諸経費については補償しない。

- (5) 留学出発日までにビザが取得できず、航空券のキャンセル料が発生した場合やビザが取得できた後に、個人で渡航する場合の費用については、原則、自己負担とする。また、感染症や疾病等により出発日に搭乗できない場合の航空券のキャンセル料や渡航可能になった際の渡航等に係る費用についても自己負担とする。

※ ビザの申請状況等によっては、留学ができない場合がある。

- (6) 留学開始3か月後を目途に、ミッドタームリフレクションを行う。次世代リーダー育成道場における留学の目的を再確認し、今後の留學生生活の充実や自身のキャリア形成について考えるとともに、これまでの留學生中の体験を振り返り、研修生が相互に学び合うことや今後の留學生生活を更に充実することを目的とする。
- (7) 留學生中は、都内公立学校の児童・生徒とオンライン交流や留學生生活に関する情報を提供すること等を通して、次世代リーダー育成道場の広報活動に貢献する。
- (8) 留學生中に、アドバンストクラスの研修生のみを対象に、2日間程度の特別講習を実施する。
- (9) 日本への帰国前に、留学の成果を研修生が皆で共有することを目的に、帰国直前リフレクションを行う。

3 事後研修

留学を通じて深めた多文化理解や新たな考え方、ゼミナール研究により身に付けた知識や問題解決のための提言等を皆で共有することで、国際社会に参画する方法を見だし、新たな目標設定を行うことを目的とする。

- (1) 学術的知識や能力に関する研修
ゼミナール⑤
- (2) 留学生生活を振り返り、成果を共有する研修
成果発表会

4 受講料等

- (1) 研修生は、プログラム（留学を含む。）に係る費用の一部として、Aコース及びBコース（アドバンストクラスを含む。）とも、指定した期日までに受講料 80 万円を納付する。
なお、経済的な理由により納付が困難な場合や多子世帯の場合には、受講料の減免制度があり、本制度の詳細は入校オリエンテーション時に説明する。

- (2) **受講料以外にも諸経費等（事前研修に要する交通費は除く。）として、70 万円程度の経費を要するが、当該経費も自己負担とする。**

また、留学中又はその前後に自身が加入した保険で補償されない医療費等の支出があった場合には、自己負担の支出となる。

※ 諸経費：パスポート取得費用、ビザ申請料・ビザ取得関連費用、海外旅行保険基本契約以外の保険料、健康診断費用、予防接種費用、制服代、教材・教具費

5 研修生資格の取消し等

次世代リーダー育成道場への入校は、留学を保証するものではない。

次の事項に該当した場合、研修生としての資格が取り消され、留学ができない場合がある。

- (1) 合格後、校長から学校推薦を取り消された場合や、都立高等学校、都立中学校又は都立中等教育学校に在籍しなくなった場合
- (2) **事前研修等の欠席が多く、事前研修等の効果が期待されない場合**
- (3) 指示された全ての課題等の提出ができなかった場合
- (4) 出発までに事前研修（提出物や英語オンライン学習の受講を含む。）に未修了があった場合
- (5) 学校での学業成績が不振となった場合
- (6) 心身の健康状態が悪化した場合
- (7) **留学に当たり、申請した内容や報告が事実と異なったり、事前に報告すべき内容が申請されていなかったりした場合**
- (8) 東京都を代表する生徒としての自覚が乏しく、改善の余地が見られない場合
- (9) 留学中、東京都教育委員会やホストスクールをはじめとする現地関係機関からの指導に従わないなど、研修生として不適切な行動があった場合

6 その他

- (1) 入校に当たり、研修生及び保護者は、本事業の研修生としての規則等を記載した「次世代リーダー育成道場の規則」の同意書を提出する。
- (2) 本事業で収集した個人情報、本事業の目的以外には使用しない。
- (3) 本事業の業務の一部を東京都が委託する事業者が事務局としてその事務を担当する。
- (4) 報告書の提出及び研修に関する連絡などは、原則として電子メールにより行う。
- (5) 本事業の成果検証の一環として、次世代リーダー育成道場修了後も修了生及び在籍校にアンケート調査等への協力を依頼する。
- (6) 修了生は、オリエンテーションやゼミナール等に参加し、留学前の研修生への助言や留学先から帰国直後の研修生に対して進路相談等に協力する。
- (7) 本事業では、事前研修から留学まで、また、事後研修等での活動の様子を記録し、広報活動の一環として次世代リーダー育成道場ウェブページ等に掲載し公表する。

第15期研修生に関するスケジュール（予定）

1 事前研修 ※ 研修内容の詳細については、後日決定します。

※ 予定は変更になる場合があります。

※ 会場は原則として東京都教職員研修センターです。

なお、10月1日（木）については、Tokyo Global Gateway となります。

※ □で囲んだオリエンテーション等は、保護者の方も可能な限り御参加いただきますようお願いします。

日 程			A コース	B コース
令和8年 7月20日	月・祝	午後	入校式練習等	
			入校式・入校オリエンテーション	
8月7日	金	午後	リーダーシップ①（コーチング）	
8月23日	日	午前	日本の近現代史①	
		午後	ゼミナール①	
9月27日	日	午前	日本の近現代史②	
		午後	ゼミナール②	
10月1日	木	午前	英語（TGG）	
		午後		英語（TGG）
10月4日	日	午前	リーダーシップ②（ロールモデル）	
		午後	渡航前オリエンテーション	
10月18日	日	午前	リーダーシップ③（リーダー像）	
		午後	日本の伝統・文化	
11月3日	火・祝	午前	日本の近現代史③	
		午後	ゼミナール③	
11月15日	日	午前	リーダーシップ④（課題解決学習）	
		午後	先端技術等に関わる方の講演	
12月6日	日	午前	ゼミナール④	
12月20日	日	午後	直前オリエンテーション	
令和9年 1月31日	日	午前		日本の近現代史①
		午後		ゼミナール①
2月11日	木・祝	午前		リーダーシップ③（リーダー像）
		午後		日本の伝統・文化
3月14日	日	午前		日本の近現代史②
		午後		ゼミナール②
3月22日	月・休	午前		渡航前オリエンテーション

※ この他、各自で取り組む英語オンライン英会話及びオンライン英語ライティングがあります。

※ Bコースについては、4月以降も研修の予定が組まれています。4月以降の研修の予定は令和9年2月以降に研修生宛てに別途通知します。

2 留学 ※ 予定は変更になる場合があります。

期 間	コース
令和9年1月下旬～11月下旬	Aコース
令和9年8月上旬～令和10年6月下旬	Bコース

次世代リーダー育成道場 Q & A

【応募から留学まで】

Q 1 「次世代リーダー育成道場の規則」には、どのようなものがありますか。

A 研修生の安全や多文化への適応を促進するために設けられたものです。次世代リーダー育成道場に在籍期間中は、事前研修は元より、留学期間中の現地機関及び東京都教育委員会の指導に従うことやホストファミリーへの感謝と敬意の念をもつことなどが記載されています。「次世代リーダー育成道場の規則」は、本冊子 22 ページ及び 23 ページを確認してください。

Q 2 アドバンストクラスとはどのようなクラスですか。

A アドバンストクラスとは、決定したコースの留学先で、理数や S T E A M 教育等の専門性の高い教科において高度な教育を行っている高校等へ留学することができるクラスです。通常の A コース及び B コースと同様の事前研修を受講するのに加え、オンラインによる進路ガイダンス等のカウンセリングを受講する必要があります。定員は、各コースそれぞれ 5 人程度です。詳しくは、本冊子 2 ページ「3 募集人数等」及び 3 ページ「5 推薦基準(6)」を確認してください。

Q 3 コースやアドバンストクラスの希望の有無は、応募時に決めて出願する必要がありますか。

A 応募時に決めて出願する必要があります。希望する留学コース(A又はB)を入校志願書に入力し出願します。ただし、入校志願書に第2希望を入力している志願者については、選考状況により、第2希望のコースで合格となる場合があります。いずれかのコースのみを希望する場合は、第2希望欄に「希望しない」と入力してください。また、留学コースの国籍を有する志願者は、その国からは留学ビザが発給されない場合があるので、当プログラムでは当該国への留学はできません。

なお、コースの希望及びアドバンストクラスの希望の変更については、いずれも出願後に行うことはできません。

Q 4 留学のために英語の力はどの程度必要ですか。

A 目安として、入校時に、C E F R A 2 相当以上の英語力があることが望ましいです。

なお、アドバンストクラスについては、入校時に、C E F R B 1 相当以上の英語力が必要です。海外での学習や生活を意義あるものにするためには、相応の英語力が求められます。事前研修や自己学習を通して、留学出発時までに C E F R B 1 相当以上（アドバンストクラスは C E F R B 2 相当以上）の英語力を身に付ける必要があり、英語力が不足している場合には、ホストスクールでの受入れができないことがあります。

Q 5 第一次選考における英語 4 技能試験の詳細を教えてください。

A 英語 4 技能試験の詳細は、後日、学校を通じてお知らせします。

なお、本試験は次世代リーダー育成道場の選考として行うので、受験した志願者に対する資格等の認定は行いません。

Q 6 第一次選考における小論文の詳細を教えてください。

A 試験時間は 60 分で、日本語で書く問題です。参考として、過去の小論文の設問を次に示します。

＜令和 7 年度＞

外国人旅行者が訪問した場所及び項目別満足度を示した資料を踏まえ、東京をより魅力ある地域にするために必要だと思うことを記述しなさい。また、その実現に向けて、どのような具体策が考えられるか記述しなさい。

＜令和 6 年度＞

Green Friday の取組について、あなた自身が考える 1 つの課題及びそれに対する 2 つの解決策を具体的に記述しなさい。

Q 7 第二次選考における個別面接の詳細を教えてください。

A 本冊子 5 ページ「令和 8 年度次世代リーダー育成道場研修生選考実施要綱 8 選考(2)」の基準に基づき決定した第一次選考通過者を対象に、土曜日又は日曜日のいずれか一日の指定された日時に実施します。

個別面接は 2 種類あります。第一次選考通過者全員が受験する「レギュラークラス個別面接」と第一次選考結果通知時に「アドバンストクラス個別面接対象者」と発表のあった通過者が受験する「アドバンストクラス個別面接」です。レギュラークラス個別面接の面接時間は 25 分、アドバンストクラス個別面接の面接時間は 10 分です。アドバンストクラス個別面接はレギュラークラス個別面接日と同じ日に実施します。

また、いずれの個別面接においても使用言語は日本語とし、自己 P R カード及び推薦書を個別面接の際に参考として使用します。

Q 8 募集人数が「150 人以内」とあるが、志願者が定員に満たない場合は全員合格になりますか。

A 志願者が定員に満たない場合でも、選考の結果、基準点に達しない志願者は不合格となります。

Q 9 事前研修の日と部活動の大会が重なった場合はどうすればいいですか。

A 事前に学校と必ず相談してください。自己都合や自己判断により事前研修を欠席することは認められません。欠席が多い場合は、事前研修等の効果が十分に期待されないと判断され、事前研修未修了となり、留学できない場合があります。**事前研修は留学を行うに当たり必要な研修であると同時に、その実施に係る費用等は都民の税金によって賄われています。このため、原則として、全ての事前研修に出席してください。**ただし、在籍校の校長からの特段の届出により、事前研修の遅刻、欠席、早退を認める場合があります。

なお、欠席した場合は、後日、課題の提出等が必要となります。

また、期日までに課題が提出されない場合は、欠席扱いとなります。

Q10 事前研修実施期間中に、仮に留学が中止となった場合、その後の研修はどうなりますか。

A 留学が中止になった場合でも、今後留学ができる機会に備えて留学に必要な英語力等を身に付けたい場合は、事前研修を可能な限り継続することができ、修了した場合には、当該コースの事前研修修了証明書や研修の記録等を発行します。

Q11 ビザの取得が間に合わない状況は、どのような場合が想定されますか。

A 各個人の事情により異なるため、一概には言えませんが、ビザ申請後に大使館から追加書類等の提出が求められる場合があります。また、留学先国の状況等によりビザ取得に想定以上時間を要する場合があります。この場合、出発日までにビザの発給が間に合わず、個人で別の日に出発することとなったり、留学ができなくなったりする場合があります。

なお、別の日に出発する場合の渡航費等については、自己負担となりますので、追加書類等の提出が求められた場合は、速やかに提出してください。

また、ビザが取得できず、通常の出発に間に合わず、留学の期間が短縮された場合でも、受講料等の返還や留学期間の延長等はできません。

Q12 予防接種のワクチンを受けなくてははいけないですか。

A 原則、渡航前までに必要となる予防接種が完了している必要があります。完了していない場合には、留学ができなくなる場合があります。

Q13 ホストスクールでの学習に必要な物品や制服等は自己負担ですか。

A 受講料以外の費用（パスポート取得費用、ビザ申請料やビザ取得に関連する費用、海外旅行保険基本契約以外の保険料、健康診断費用、予防接種費用、制服代及び教材・教具費等）は各家庭での負担となります。留学先国や地域、ホストスクールでの選択科目等によって、負担額が異なります。

【留学中について】

Q14 留学中、次世代リーダー育成道場からの課題はありますか。

A あります。例えば、月に一度事務局を通じて東京都に留学状況を報告します。また、研修の一つである「ゼミナール」の論文を留学中に提出します。その他に、時間割や中間報告書の提出、オンラインによる面談等があります。次世代リーダー育成道場の課題以外にも在籍校の規定により、留学中の報告が必要となる場合があります。

Q15 ホストファミリーはどのように決められていますか。

A 研修生1人につき1ホストファミリーを用意し、基本的にボランティア精神のある家庭から、現地受入機関がそれぞれのガイドラインに沿って選定を行います。ホストファミリーによっては、次世代リーダー育成道場研修生以外の留学生を複数受け入れている場合がありますが、日本からの留学生が常時滞在している家庭には配置されません。また、ホストファミリーを決定するに当たっては、アプリケーションフォームを含め総合的に判断し、決定しています。

ホストファミリーの決定及びホストファミリー情報については、原則として出発前に連絡します。ただし、ホストファミリーの手配状況によっては直前又は留学先国到着後となる場合があります。

Q16 ホストファミリーはペットを飼っている家庭が多いですか。

A ペットを家族の一員として、家の中で複数の犬や猫を飼っているホストファミリーが多いです。したがって、特定の動物に対するアレルギーがある場合は、当該の動物を飼っていないホストファミリーを見付けるのに時間を要する場合があります。

Q17 どのような方がホストファミリーになっているのでしょうか。

A 皆さんが留学する国々は、多文化の国です。ホストファミリーのバックグラウンドも様々で、一つとして同じ家庭はありません。大人数の家庭、退職した高齢の夫婦、一人暮らし等の家族構成、年齢、人種や宗教も様々です。多文化理解が目標の一つである留学の趣旨上、これらの指定はできません。また、決定したホストファミリーを研修生や保護者の方の都合や希望で変更することはできません。家庭内での使用言語は原則英語ですが、英語以外の言語で話される場合もあります。

ただし、一度決定した後でも、ホストファミリーのやむを得ない事情（不慮の事故や病気、仕事等）により、現地到着前、あるいは現地到着後に急に変更となる場合があります。可能な限り留学全期間を通してホストファミリーを担っていただくこととしていますが、1週間程度等の短期間しか受け入れることができないホストファミリーもあり、このような場合はホストファミリーが変更となり移動することとなりますので御理解ください。

Q18 ホームステイをするのが初めてです。どのようなことに留意したら良いでしょうか。

A ホストファミリーにはそれぞれの生活のルールがあります。食事の仕方や時間、洗濯、入浴、門限など、家庭内のルールや習慣を理解し、遵守することが必要です。リビングやバスルームなど、共有のスペースの清掃が行き届いておらず過ごしにくいと感じるなら、ホストファミリーの同意を得て、自分で掃除しましょう。

現地でホームステイをした時に「特別に扱われない」、「自分は歓迎されていない」などと考えることはやめましょう。皆さんは家族の一員であり、お客様ではありません。問題が発生した時、自分の言動を改めるべき場合もあります。例えば、自分の部屋のドアを閉めてこもってばかりいれば、ホストファミリーは、皆さんに対し「自分たちを避けてコミュニケーションを取ろうとしない」、「何のためにホストファミリーになっているのだろうか」と疑問に思うことがあります。可能な限りホストファミリーと一緒に時間を過ごすことが、ホストファミリーとの関係を良好にする一番の近道と考えてください。

「ホームステイ」は、皆さんにとって、日常の中で多文化を学ぶ機会です。それは、ホストファミリーにとっても同様です。海外からの若者と生活を行うことは、他文化や家族の在り方を学ぶ機会であり、皆さんの視野を広げるチャンスとなります。ホストファミリーはこのような期待を抱いて皆さんを迎え入れているのです。まずは、その文化を受け入れコミュニケーションを試み、その中でお互いの言語・文化・習慣等を学び合うようにしてください。

Q19 ホストスクールはどのように決められていますか。

A ホストスクールは、次世代リーダー育成道場入校までに受験してきた英語能力試験等の結果や日本の高校の成績、アプリケーションフォームの内容等を参考にして、現地受入機関が選定します。原則として、1校に1人の研修生が配置されますが、ホストスクールの状況により、複数名の研修生が配置されたり、次世代リーダー育成道場研修生以外の日本からの留学生が在籍していたりする場合があります。

Q20 ホストスクールではどのようなことに留意したら良いでしょうか。

A ホストスクールの生活や授業スタイルに慣れるため、周囲の同じ授業に出席している生徒の動きをよく観察しましょう。友人をつくるために話しかけやすい同じ授業に出席している生徒を探し、自分から積極的に話しかけたり、質問したりしてみましょう。

まずは、積極的に授業に取り組み、授業へのやる気を皆にアピールしましょう。そうすれば、先生や同じ授業に出席している生徒が皆さんを助けてくれます。ただ、聞いているだけ、ノートを取っているだけでは、誰も話してくれない可能性があります。

また、授業の評価は定期試験等だけではなく、授業への貢献度（授業内での発言等）や提出物

なども評価の対象となります。授業で積極的な姿勢を見せることができれば、十分に良い成績を収めることができます。しかし、宿題の多さには驚くかもしれません。自分の考えをまとめるエッセイ形式の課題、あるテーマについて自分なりに調べるリサーチ形式の課題等、その量と難しさに最初は戸惑い、多くの時間を宿題に費やさなければならない場合があります。しかし、こうした宿題は皆さんの英語力だけでなく、思考力や発想力、プレゼンテーション力を高めることに繋がります。粘り強く努力を続けましょう。

教科・科目の履修の際は、研修生がホストスクールの留学生担当の先生等と相談の上、英語力、学力に合った教科・科目を決めていきます。将来の目標を見据えて、自分が何を勉強したいのか、しっかりとホストスクールの先生に話せるようにしてください。

Q21 留学中のサポートはありますか。

A あります。留学中は、現地受入機関のスタッフがメールや訪問などで状況を確認するとともに、研修生の学校生活や家庭生活、課外活動等、様々な相談に乗っています。

Q22 留学中、研修生が留学先国以外の国へ旅行することや日本に帰国することはできますか。

A 原則できません。研修生が安全に留学生活に専念するために、留学先国以外の国への旅行や日本への一時帰国は原則として禁止しています。

ただし、家庭の事情等による緊急帰国については、事務局に相談してください。

なお、自己都合により渡航日等に変更が生じた場合は、その渡航費用等は自己負担となります。

Q23 留学中、日本の家族は留学先の研修生を訪問することはできますか。

A できません。多文化への適応を促進するため、家族や親戚、縁者等が留学先の研修生を訪問したり、研修生が留学先で家族や親戚、縁者等を訪問したりすることを慎むよう、「次世代リーダー育成道場の規則」で定めています。(巻末参照)

【留学後について】

Q24 学での留学が認められた場合、留学終了後はどの学年に在籍することになりますか。

A 校長が休学での留学を許可した場合、「休学扱い」で留学し、留学終了後は元の学年に戻ります。(1年間、原級留置となります。)

Q25 留学扱いで留学した場合の単位はどのように認められるのですか。

A 留学先の高校で履修が認定された単位を、日本の在籍校において自校の教科・科目に照らして単位を認定することができます。ただし、その単位を自校のどの教科・科目の単位に互換するのかは、日本の在籍校において判断します。

Q26 留学期間終了後、引き続き現地の高校に在籍・大学に進学するなどし、留学を延長することはできますか。

A できません。研修生は次世代リーダー育成道場の研修の一環として留学していますので、日本の在籍校に復学し、次世代リーダー育成道場の修了認定を受ける必要があります。

「次世代リーダー育成道場の規則」同意書

次世代リーダー育成道場長 殿
(東京都教職員研修センター所長)

次世代リーダー育成道場研修生及びその保護者は、在籍校の校長推薦を受けた次世代リーダー育成道場研修生であることを自覚し、日本及び東京を代表する留学生として、ふさわしい態度、行動をとり、下記の事項及び別紙「次世代リーダー育成道場の規則」について同意します。

記

- 1 別紙に記載された事項を遵守し、諸事項に反した場合は、東京都教育委員会の対応に従う。また、この場合の対応として、「研修生」としての資格を取り消し、渡航前にあつては海外渡航の取りやめ、渡航開始後にあつては帰国の対応をとったとしても、この対応に異議を述べない。
- 2 留学中に、重大な疾病、心身喪失、不安定な精神状態等の要因で入院、継続的なカウンセリング等を必要とする状態になったときは、留学を中止し、帰国の対象となることを了解する。
- 3 留学中に「資格取消し」となった場合、帰国の対象となった場合、又は、研修生（保護者）の都合により帰国する場合は、帰国に要する全ての経費は研修生（保護者）の負担とし、納付した受講料は返還されないことを承諾する。また、現地受入機関が保護者に現地までの迎えを要請した場合には、保護者はその要請に応じる。
- 4 参加に当たり提出する個人情報、プログラムに必要な手続きや緊急時の対応及び本事業の運営改善のため、東京都教育委員会が使用することを承諾する。
- 5 自らの故意、過失、法令違反又は公序良俗に反する行為によって、留学先機関又は第三者に対して損害等を与えた場合には、速やかに自己の責任において対応する。
- 6 不測の事態や不可抗力の事故等※については、東京都教育委員会、次世代リーダー育成道場事務局及び現地受入機関に、その責任と賠償は求めない。
- 7 その他前各号に準ずる行為等があった場合には、東京都教育委員会の対応に従う。

研修生署名： _____ 年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者署名： _____ 年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※不測の事態や不可抗力の事故等の例

- (1) 戦争、外国の武力行使、内乱、武装反乱、テロ、犯罪、航空機事故、その他これに類似の事変、暴動
- (2) 火災、自然現象の変化に伴う天災（地震、台風、豪雨、高潮、暴風雨、落雷等）
- (3) 感染等の流行病の拡大状況及びその影響等による留学の中止、その他不可抗力によって生じた不慮の事故による損害や罹患（持病も含む）によって生じた損害や法律・法令・公序良俗に反する行為を行ったことによって生じた損害等
- (4) 東京都教育委員会、次世代リーダー育成道場事務局、現地受入機関に起因しない犯罪行為、事故、損害等

次世代リーダー育成道場の規則

1 研修生資格取消し事項

以下に、該当する場合、原則として「研修生資格取消し」となります。また、その他以下の各号に準ずる行為に対して、東京都教育委員会が研修生の在り方として不適切と判断した場合には、「研修生資格取消し」となります。

(1) 事前研修中

- ア 都立高等学校、都立中等教育学校又は都立中学校に在籍しなくなったとき
- イ 在籍校の校長から推薦を取り消されたとき
- ウ 東京都教育委員会又は現地受入団体が定めている学業成績及び健康状態の基準を満たさなくなったとき
- エ 事前研修の未修了があったとき（出席状況・研修成果が良好でない、未提出物があるなど）
- オ 次世代リーダー育成道場事務局に提出すべき書類が未提出又は虚偽の記載があったとき
- カ 現地への留学生として適切でない行動や態度が見られたとき

(2) 留学中

- ア 留学先国及び日本の法律に違反する行為を行ったとき
例：ドラッグ、麻薬等の所持及び使用、飲酒、喫煙
- イ 危険行為を行ったとき
例：拳銃や刃物など他人に危害を及ぼすものを所持又は使用、周囲に不安を抱かせる物の収集、闘争行為、破壊行為及び自傷行為
- ウ 公序良俗に反する行為を行ったとき
例：不純異性交遊、異性と同室での宿泊、SNS の不適切な使用、卑猥な写真の撮影・送付
- エ 現地校から退学に類する指導を受けるような行為を行ったとき
例：現地校への欠席、課題が未提出、極端な学業不振
- オ 東京都教育委員会及び次世代リーダー育成道場事務局の許可なくホストスクール及びホストファミリーを変更したとき
- カ 留学中に、留学先国以外の国へ旅行に行ったり、日本に帰国したりしたとき
- キ 留学中に、日本の家族、親類、友人の訪問を受けたとき
- ク ホストファミリーの親が同行しない宿泊を行ったとき
- ケ アルバイトなど個人の収入を得る活動をしたとき
- コ 自動車や、自動二輪、原動機付自転車等の運転をしたり、これらの運転免許を取得したりしたとき

2 警告対象事項

以下の行動規範事項に違反した場合には、東京都教育委員会、次世代リーダー育成道場事務局又は現地受入機関から「警告文」が書面で本人に送られます。「警告文」が複数回発行され、問題解決が難しいと東京都教育委員会が判断した場合には、「研修生資格取消し」となり、帰国の対象となります。

- (1) 異文化への適応を促進するため、以下の行動を慎むこと
 - ア 日本の家族や友人との直接のやりとりを頻繁にとること
 - イ 留学先国に居住する親類等を訪問すること
 - ウ 日本語を頻繁に使用する環境に、自ら身を置くこと
 - エ 問題解決のために、直接日本の家族へ連絡をとること
- (2) 留学生を受け入れてくれるホストファミリーに感謝の念をもち、積極的にコミュニケーションをとる努力を持続的にいき、家族の一員として自覚をもった行動をとること
 - ア ホストファミリー内のルールに従うこと
 - イ 分担された家事を責任をもって行うこと
 - ウ ホストファミリーのプライバシーを他人に漏らさないこと
 - エ インターネットやパソコン、SNS の使用に時間を長く費やさないこと
- (3) 現地で、金銭の貸し借りをしないこと（ホストファミリーと外出の際の食事代、帰国時の別送品料等個人の支出は自己負担とする）
- (4) SNS への書き込みや写真を掲載する際には、その内容や個人情報に十分留意すること
- (5) 危険なスポーツや活動をしないこと（ヒッチハイク、バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバダイビング等を含む）
- (6) 布教のための宗教活動やそれに類する行為や政治活動をしないこと、また、宗教団体や政治団体に加入しないこと
- (7) その他、研修生として不適切な行動を行わないこと

令和8年度次世代リーダー育成道場第15期研修生募集案内
令和8年3月発行

〒113-0033

東京都文京区本郷一丁目3番3号

東京都教職員研修センター 研修部教育開発課

次世代リーダー育成道場担当

電話 03-5802-0316（直通）